

院内感染対策

院内感染対策のための指針が定められている

【参照】医療法施行規則第1条の11第2項第1号イ

- ☐ 院内感染対策のため、下記に掲げる事項を文書化した指針を定め、職員に周知されている。

【指針に定めるべき事項】

- ① 院内感染対策に関する基本的考え方
- ② 院内感染対策のための委員会(有床診療所の場合のみ対象) その他診療所内の組織に関する基本的事項
- ③ 従業者に対する院内感染対策のための研修に関する基本方針
- ④ 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
- ⑤ 院内感染発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策のための研修が、全職員を対象に年2回程度程度実施されている

【参照】医療法施行規則第1条の11第2項第1号ハ

- ☐ 院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策に関する職員研修が、診療所の実情に即した内容で、職種横断的に年2回程度実施されている。
ただし、無床診療所については、外部研修を受講することでも代用できる。
- ☒ 研修の実施内容(開催または受講日時、出席者、研修項目)について記録し、欠席した職員に研修内容が伝達されている。

院内感染対策マニュアルが作成されている

【参照】医療法施行規則第1条の11第2項第1号二

- 院内感染対策のための指針に即した院内感染対策マニュアルが整備され、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき、定期的に見直しが行われている。また、マニュアルが各部門に配置され、常に参照できる状態となっている。
- 診療所における感染症の発生動向の情報を共有することで、院内感染の発生の予防及びまん延の防止が図られている。

《注》・マニュアルの作成にあたっては、「院内感染対策のための指針案の送付について」（平成27年1月5日付医政地発事務連絡）を参照してください。

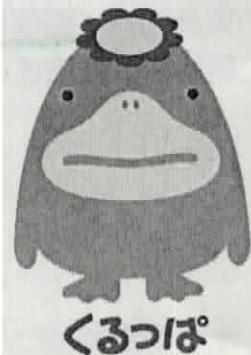
院内感染対策のための委員会が開催されている （有床診療所のみ対象）

【参照】医療法施行規則第1条の11第2項第1号ロ

- 診療所における院内感染対策の推進のため、診療所の各部門の責任者により構成された委員会を月1回程度開催し、下記の所掌事項について審議されている。
- 委員会の資料及び議事録（開催日、出席者、議事内容）が作成されている。

【委員会での所掌事項】

- ① 重要な検討事項について、院内感染発生時及び発生が疑われる患者への対応状況を含め管理者に報告すること。
- ② 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに職員への周知を図ること。
- ③ 委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。



くろっぱ
久留米市イメージキャラクター